



■新規検査について

登録を受けていない(ナンバーの付いていない)小型二輪車(排気量250ccを超えるオートバイ)を登録するための手続きです。

ご不明な点がございましたら山形ナンバーの車両については(TEL:050-5540-2013)へ
庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

■必要書類

- ①完成検査終了証(発行されてから9ヶ月以内のもの) ※新車のみ
- ②自動車検査証返納証明書 ※中古車の場合のみ
- ③自動車通関証明書 ※輸入車のみ
- ④自動車損害賠償責任保険(共済)証明書(自賠責証)
- ⑤自動車検査票 ※持ち込みによる検査を受ける場合
- ⑥有効な予備検査証(既に予備検査を受けている場合のみ) 有効期間は予備検査証に記載
- ⑦保安基準適合証 ※中古車で指定整備の場合のみ 検査日を含め15日以内有効
- ⑧譲渡証明書(旧所有者の記名、検査証返納時から所有者が変わらない場合は不要、押印不要)

上記書類に加えて

- ⑨新所有者の委任状(押印不要、新使用者と同一の場合は不要、申請書に記名でも可)
- ⑩新使用者の住所を示す書類(住民票、印鑑証明書、商業登記簿謄(抄)本等。写しでも可。発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑪新使用者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)

【その他】

- ⑫申請書(OCRシート第1号様式)
- ⑬自動車重量税納付書(重量税印紙を貼付)
- ⑭手数料納付書(手数料印紙を貼付)

【費用】

自動車検査票(持ち込み検査)の場合 無料(別途検査手数料がかかります)

予備検査証を使用した場合 無料

自動車保安基準適合証を使用した場合 自動車検査登録印紙1,300円

完成検査終了証を使用した場合 自動車検査登録印紙1,400円

※別途ナンバープレートの費用がかかります。

→[ナンバープレートの費用について](#)

↓↓

開くことが出来ない場合は、「自動車の登録」ページの「その他関連項目」を参照下さい。

新規検査に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)